職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳		邗	制上の段	'階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	918	14. 7	主事・技師主任	913 5			
1 76%		910	14. /	計	918			主
	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務			主事・技師	911			事
2級	2 警察本部, 市警察部又は警察署の主任 の職務	962	15. 4	主事(再任用)	49	2,001	32. 1	技
				31	000	2,001	32.1	師
	1 主任主査又は技術主任主査の職務			主事・技師	962 26			主
	2 主査又は技術主査の職務			主任	94			任
	3 警察本部, 市警察部又は警察署の係長 の職務			その他 計	121			
3級	4 困難な業務を行う警察本部, 市警察部 又は警察署の主任の職務	958	15. 4	主任主査・技術主任主査・企画員	46 545			
	5 中学校, 小学校又は義務教育学校の			主査・技術主査 主査・技術主査(再任用)	194			
	事務長の職務			係長 その他	51 1			
				当 日	837			
	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は技術主			主任主査・技術主任主査・企画員・副主 任指導員	577	1,716	27.5	係長
	任主査の職務			主任主査・技術主任主査・専門検査員・	27	1, 110		級
	3 困難な業務を行う警察本部,市警察部 又は警察署の係長の職務			副主任指導員(再任用) 主査・技術主査	167			
4 677	4 困難な業務を行う中学校,小学校又は	1 440	00.0	技術主査 (再任用)	1			
4級	義務教育学校の事務長の職務	1, 448	23. 2	係長 係長(再任用)	106 1			
				파	879			
				主幹・技術主幹・主任指導員・主任専門 検査員	567			
				技術主幹(再任用)	2 569			
	1 本庁又は委員会等の事務局の総括課長 補佐,総括室長補佐,総括技術補佐, 課長補佐,室長補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括次長,総括技術次長, 次長又は技術次長の職務			総括課長補佐・総括室長補佐・総括技術 補佐・課長補佐・室長補佐・技術補佐・ 隊長補佐・所長補佐・上席専門検査員・ 主任専門検査員・副監査専門監・上席指 導員・所長代理	429	1,803	28. 9	課長補
5級	3 警察本部の課長補佐, 隊長補佐又は 所長補佐の職務4 市警察部の課長補佐の職務	1, 234	19.8	課長補佐(再任用) 地方機関の総括次長・総括技術次長・次 長・技術次長・副校長	557			佐級
	5 警察署の課長の職務			地方機関の次長・技術次長(再任用)	6			
	6 高等学校又は特別支援学校の事務室長 の職務			主幹・技術主幹・主任指導員 警察署の課長・課長代理	204 31			
	*			心理専門官・健康管理専門官・交通事故	2			
				分析官計	1, 234			
	1 本庁又は委員会等の事務局の課長又は			地方機関の長	4			
	室長の職務 2 地方機関の長の職務				43			
	3 本庁又は委員会等の事務局の専門監			副参事・技術副参事	326			
6級	の職務 4 地方機関の専門監の職務	389	6. 2	地方機関の部長 地方機関の技術副所長	10			
	5 警察本部又は市警察部の課長の職務			警察組織規則第3条第4項に掲げる組織 の所長(再任用)	1			
				交通管制官・情報管理調査官	2			
				少年相談指導官(再任用) 計	389			
	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の			課長・室長	93			
	事務局の課長又は室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務			地方機関の長 □ 県税事務所, 児童相談所, 高等技術専門校,	45			課
	3 困難な業務を行う警察本部又は市警察			大阪事務所,土木事務所地域事務所等	0.5	602	9.6	長
	部の課長の職務			地方機関の副所長・副校長 上仙台中央県税事務所,東京事務所,	25		9.6	級
				保健福祉事務所, 土木事務所等 地方機関の部長	35			
7級		213	3. 4	□地方振興事務所,仙台土木事務所等				
I TUX		210	5.4	専門監警察組織規則第3条第4項に掲げる組織	2			
				の室長・所長教養調査官・会計官・施設調査官・相談	6			
				調査官・管理官副参事	3			
				副参事(再任用)	1			
				11-11-1	213			

8 級	 本庁の副部長若しくは副局長又は委員会等の事務局の副事務局長若しくは副教育長の職務 特に困難な業務を行う地方機関の長の職務 	86	1.4	本庁の副部長若しくは副局長・委員会等 の事務局の副事務局長・副教育長 地方機関の長 し仙台中央県税事務所、保健福祉事務所、 土木事務所、総合教育センター 地方機関の副所長・副館長 し地方振興事務所、産業技術総合センター、 仙台土木事務所、美術館、図書館、 東北歴史博物館 危機管理監 デジタル政策推進監 参事・技術参事	24 15 19 11 1 26	86	1.4	次長級
9級	1 本庁の部長又は局長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の長 の職務	32	0.5	本庁の部長 オリンピック・バラリンピック大会推進局長 事務局長 会計管理者 地方機関の長	8 1 4 1 10 8		0.5	部長級
10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職 務で人事委員会が認めるもの	1	0.0	本庁の部長 	1			
	合 計	6, 241	100					

公安職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳		職	制上の段	階
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	巡査の行う職務	321	8.2	係計	321 321			
	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の			巡査長 係	360 345			
2級	2 同及の知識又は経験を必要とする巡査の 行う職務	705	18. 1					係
	1 主任の職務			計 巡査長	705 400	1, 445	37. 1	員 級
	2 高度の知識又は経験を必要とする巡査長			係	19			/12X
	の行う職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする							
3級	巡査の行う職務	820	21.0	\$\frac{1}{2} \rightarrow \frac{1}{2} \rightarrow \frac	419			
				主任 交番その他の派出所又は駐在所の所長・	319 79			
				副所長・班長 その他	3			
				11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	401			
	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務			<u>巡査長</u> 主任	41 380			主
	3 特に高度の知識又は経験を必要とする			主任 (再任用)	13	1, 052	27.0	任級
	巡査長の行う職務			交番その他の派出所又は駐在所の所長・ 副所長・班長	213			100
				交番その他の派出所又は駐在所の副所長	1			
				(再任用) その他	3			
4級		1, 099	28. 2	新 係長	651 370			
				係長(再任用)	7			
				警察署の課長 交番その他の派出所又は駐在所の所長・	9 54		25. 2	
				副所長	04			
				その他	8			
								係
-	1 警察本部の課長補佐, 隊長補佐又は所			新 係長	448 381	982		長級
	長補佐の職務			係長(再任用)	69			
	2 市警察部の課長補佐の職務3 警察署の課長の職務			警察署の課長 交番その他の派出所又は駐在所の所長・	20 61			
	4 困難な業務を行う係長の職務			副所長 交番その他の派出所又は駐在所の所長・	1			
				副所長(再任用)				
				その他 計	534			
				課長補佐・隊長補佐	33			
= /m		0.55	45.0	課長補佐(再任用) 警察署の課長	5 84			
5級		675	17. 3	警察署の課長 交通事故鑑識官・通信指令官・術科指導	7			
				官・検視官 分駐隊長	1			
				分駐隊長(再任用) 警察学校の科長	1			
				交番その他の派出所又は駐在所の所長	1			
				警察組織規則第3条第4項に掲げる組織 の隊長・所長	1			
				警察組織規則第3条第4項に掲げる組織	1			
				の隊長・所長(再任用) その他	6			
	→ □##よ光なよど、数な上切る30 F 特任			- <u> </u>	141			課長
	 困難な業務を行う警察本部の課長補佐, 隊長補佐又は所長補佐の職務 			課長補佐・隊長補佐 課長補佐・隊長補佐 (再任用)	48 7	299	7. 7	補
	2 困難な業務を行う市警察部の課長補佐 の職務			警察署の課長 警察署の課長代理(再任用)	55			佐級
	3 困難な業務を行う警察署の課長の職務			次長	23			形义
				副隊長 秘書官,職務倫理教養官,術科指導官,	5 9			
				少年事件指導官,通信指令官,檢視官,	3			
		158	4. 1	組織窃盜対策官,被害者連絡調整官,総 合情報分析官				
6級						l l		l
6級				留置管理指導官,検視官,告訴事件指導	3			
6級				官,交通事故分析官(再任用)	3			
6級				官,交通事故分析官(再任用) 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織 の隊長・所長				
6級				官,交通事故分析官(再任用) 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織				

7級	1 警察本部又は市警察部の課長の職務 2 警察署の長の職務	34	0.9	会計調査官,人事調査官,採用調査官,犯罪抑止対策官,人身安全対策官,経済調査官,警ら指導官,刑事指導官,総括検視官,広域捜査官,暴力団対策指導官,銃犯捜査指導官,暴力団対策指導官,銃器薬物捜査指導官,警備指導官,交通聴聞官,警備指導官人身安全対策官・交通聴聞官(再任用)管理官警察組織規則第3条第4項に掲げる組織の室長副署長刑事官	14 2 2 1 5 8 2 34	94	2. 4	課長級
8級	 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務 規模の大きい警察署の長の職務 	60	1.5	課長・隊長 署長 上席監察官・監察官 企画官 副校長 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織 の隊長・室長 警察組織規則第3条第4項に掲げる組織 の隊長・室長(再任用) 副署長 その他	22 14 8 2 1 2 1 9 1 60			
9級	1 警察本部又は市警察部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務	25	0.6	署長 組織犯罪対策局長 サイバーセキュリティ統括官 参事官 計	10 1 1 1 13 25	25	0.6	部長級
	승 카	3, 897	100		•	•		<u>. </u>

| 3,000 | 4,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,

教育職給料表 (一)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	 職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校の助教論,養護 助教論,講師,実習助手又は寄宿舎指導員 の職務	486	9.9	実習助手 実習助手(再任用) 寄宿舎指導員 寄宿舎指導員(再任用) 講師	129 11 47 2 297	486	9. 9	講師級
2級	高等学校又は特別支援学校の教論,養護教 論,栄養教論,実習教論,実習講師又は主 任寄宿舎指導員の職務	4, 059	82. 9	教諭 教諭 (再任用) 養護教諭 養護教諭 (再任用) 栄養教諭 実習助手 寄宿舎指導員	3, 524 225 130 3 14 126 37 4, 059	4, 059	82. 9	教諭級
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職 務	137	2.8	主幹教諭	137	137	2.8	主幹教諭級
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教 頭の職務	129	2.6	教頭副校長	119 10	129	2.6	教頭級
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	88	1.8	校長校長(再任用)	86 2 88	88	1.8	校長級
	合 計	4, 899	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

教育職給料表 (二)

	27日は悪海野なまに担合したフ							
職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳		職	制上の段	階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校, 小学校又は義務教育学校の助教論, 養護助教論又は講師の職務	488	6. 6	講師	488	488	6. 6	講師級
2級	中学校, 小学校又は義務教育学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務	5,860	79. 3	教論 教諭 (再任用) 養護教諭 養護教諭 (再任用) 栄養教諭 栄養教諭 (再任用) 主幹・主任主査・主査 (教育事務所)	5, 077 353 345 9 66 1	5, 860	79. 3	教諭級
特2級	中学校, 小学校又は義務教育学校の主幹教 論の職務	261	3. 5	主幹教諭主幹(教育事務所)	256 5	261	3. 5	主幹教諭級
3級	中学校, 小学校又は義務教育学校の副校長 又は教頭の職務	402	5. 4	教頭 副校長 地方機関の次長 (教育事務所) 計	389 4 9 402	402	5. 4	教頭級
4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	377	5. 1	校長 副参事(教育事務所) 校長(再任用) 計	367 9 1	377	5. 1	校長級
	合 計	7, 388	100					

7,388 100 ※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

研究職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳		邗	制上の段	階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技師の職務 2 警察本部の主任の職務	58	18. 7	技師 主任 計	56 2 58	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	,,,,,	技師
2 級	1 副主任研究員の職務 2 研究員の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行 う技師の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行	64	20.6	主任計	22 1 23 27	81	26. 1	· 主 任
	う警察本部の主任の職務 1 総括研究員の職務 2 上席主任研究員の職務 3 主任研究員の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行			研究員(再任用) 副主任研究員 計 副主任研究員 副主任研究員(再任用) 研究員	11 3 41 28 5 19 52	93	30. 0	係長級
3 級	4 両皮の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5 警察本部の上席研究官の職務 6 警察本部の研究官の職務	144	46. 5	上席主任研究員 上席主任研究員 (再任用) 地方機関の総括次長 研究官 科長 主任研究員 主任研究員 (再任用)	32 41 1 2 1 37 1 84	84	27. 1	課長補佐級
	1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関等の部長の職務			総括研究員 技術副参事 計 試験研究機関の長 し水産試験場, 畜産試験場, 林業技術総合セン	6 2 8 6			
4級	3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整,指導等を行う総括研究員の職務 4 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整,指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	35	11.3	ター,多賀城跡調査研究所,科学捜査研究所 試験研究機関の副所長,副場長 「保健環境センター,農業・園芸総合研究所, 水産技術総合センター,古川農業試験場 試験研究機関の部長 「保健環境センター,産業技術総合センター, 農業・園芸総合研究所,古川農業試験場, 畜産試験場,林業技術総合センター, 試験研究機関の技術副所長 総括研究員	19	43	13. 9	課長級
5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 困難な研究を行う試験研究機関の長の 職務	9	2.9	計 試験研究機関の長	35 5 3 1 9	9	2.9	次長級
				計	0	0	0.0	部長級
	合 計	310	100	Al I	J		1	

医療職給料表 (一)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳	職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	9	37. 5	技師	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9	37.5	技
	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を 行う総括技術補佐又は技術補佐の職務			技師	} (9	31.3	師
2級		2	8.3	技術主査 技術主任主査]	2	8. 3	係長
					H 2	2	0.0	級
	1 地方機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医 療業務を行う総括技術補佐又は技術補 佐の職務			地方機関の技術次長	2	2	8. 3	課長補佐級
3級		9	37. 5	保健医療監 地方機関の長 上精神保健福祉センター 技術副参事	3	7	29. 2	課長級
4級	1 規模の大きい地方機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困 難な医療業務を行う職務	4	16. 7	副部長 技術参事		4	16. 7	次長級

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

医療職給料表(二)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合	計	内訳		邗	制上の段	階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士 (以下「栄養士等」という。) の職務	0	0.0		+ 0	() ()	(707	1218
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務	45	17. 0	技師	45 + 45	66	24. 9	技師
3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師 の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士等の職務	50	18. 9	技師	21			
- 10.4			10.0	技術主査 技術主査 (再任用)	12 17 + 29			
4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	33	12. 5	技術主査 技術主任主査 技術主任主査(再任用)	30 1 2 + 33	122	46.0	係長
	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の 職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務			技術主任主査技術主査	27 33 + 60			級
5 級		117	44. 2	地方機関の総括次長 地方機関の総括技術次長 地方機関の技術次長 地方機関の技術次長 東方機関の技術次長 (再任用) 技術主幹	6 7 17 1 26 + 57	57	21.5	課長補佐級
6級	1 地方機関の長の職務 2 地方機関の技術副所長の職務 3 地方機関の部長の職務 4 地方機関の専門監の職務	14	5. 3	保健福祉事務所の支所長 保健福祉事務所の技術副所長 技術副参事	1 1 7 6 1 14	20	7. 5	課長
7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	6	2. 3	地方機関の長 し食肉衛生検査所,動物愛護センター, 家畜保健衛生所	6			級
	습 計	265	100		. 0	Ī	l .	

医療職給料表 (三)

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳			職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階		
1級	准看護師の職務	0	0.0		計	0				
2級	保健師又は看護師の職務	25	24. 0	技師	2	48	46. 2	技師		
3 級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師 の職務	27	26. 0	技師	2	23				
3 100	1 技術主任主査の職務	2.	20.0	技術主査 技術主査 (再任用) 技術主査 (再任用)	<u> </u>	2 2 4	26. 9			
4級	2 困難な業務を行う技術主査の職務	6	5. 8		i	28		係長級		
	 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 技術主幹の職務 					1 1 3 8				
5級	4 困難な業務を行う技術主任主査の職務	41	39. 4	総括技術次長 技術次長 技術主幹		6 .0 7 23	22. 1	課長補佐級		
6級	地方機関の技術副所長の職務	5	4.8	技術副参事 支所長	計 2	23 4 1 5	4.8	課長		
					計	5		級		

| 104 | 100 | ※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

技能職等給料表

職務の級	標準的な職務	合	計	内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
	技師(運転技術), 技師(巡視)等の 職務	6	3. 3	技師		6			
	技能又は経験を必要とする業務を行う	1		技師	計	6			
2級	技師(運転技術)、技師(巡視)等の職務	14	7.8	1X HI		14		技	
					1111	103	57. 2	師	
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務 を行う技師(運転技術), 技師(巡視) 等の職務	43	23. 9	技師 主事・技師 (再任用) 技師 (主任,再任用)	;	9 33		師 等	
	43. 45.484373			文中 (工工, 11工/II/	計	13			
4 %	高度の技能又は経験を必要とする業務 を行う技師(運転技術), 技師(巡視) 等の職務	40	22. 2	主事・技師	4	10			
						10			
	1 巡視長の職務 2 技師(運転技術主任), 技師(巡視 主任)等の職務			主事・技師(主任)	,	77		技師等	
5級		77	42.8			77	42.8	等 (主任)	
					計	77		l iii	
	 合 計	180	100		řΤ		I .		

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。